

税務調査

サラリーマンが税務調査を受けるとき



税務調査は企業だけでなく、サラリーマンにとっても実は対岸の火事ではない。まさかの日にどう対応すべきか。

まつしま 松嶋 洋 (元国税調査官・税理士)

これまででは、税務調査は会社の問題でありサラリーマンには関係がないという理解が普通であった。しかし、税務調査対応を専門とする筆者は、実際に多くのサラリーマンのクライアントを抱えている。つい先日、サラリーマンの副業に「赤字」をでっちあげて天引きされた所得税の還付を受ける脱税指導を行ったとされる、経営コンサルタントが逮捕された。この事件の報道によると、「税額が大きくない、サラリーマンに税務調査なんか来ませぬ」などと指導していたようだが、逮捕のきっかけとなったのは顧客であるサラリーマンに税務調査が実施されたことであった。これからも、サラリーマンだから税務調査がない、と断することはできないことがわかる。

所得税の税務調査

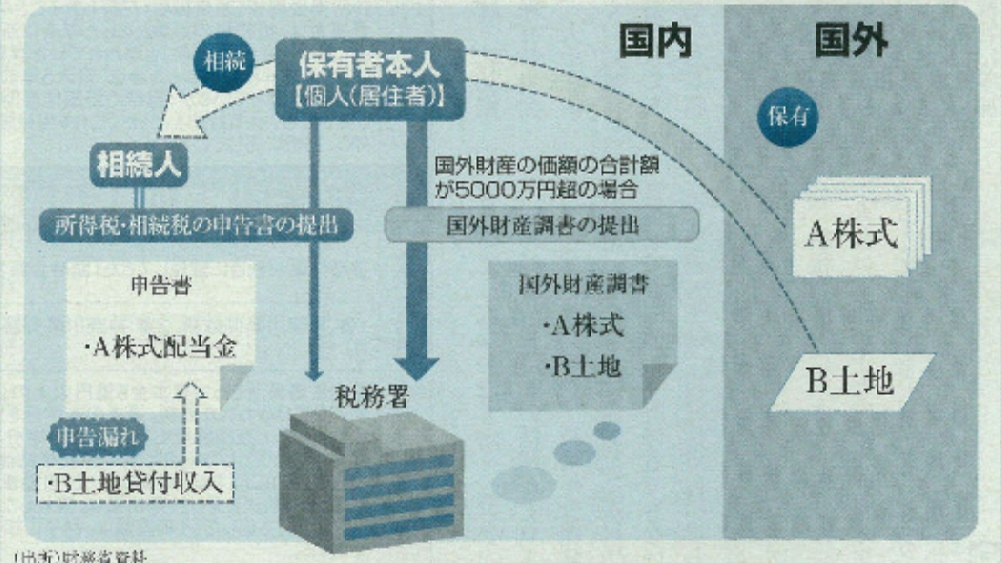
個人であるサラリーマンに対しては、所得税及び相続税の税務調査が実施されることがある。所得税の税務調査の争点としては、副業と資産運用が対象となることが多い。先に述べた脱税指導も副業に関するものだが、ここでチェックされるのは、「副業が生活の糧を得る程度の規模があるのか」ということだ。副

業が小遣い稼ぎ程度と判断されるのであれば、その赤字を給与と相殺して節税することはできないが、生活の糧を得るような規模の副業(事業)と判断されれば、その赤字を活用しての節税が可能となる。

この規模の相違は一概に判断できるものではないが、一度「事業」と認めてしまえば、将来にわたり節税が可能になるので、税務署としてもおいそれと認めるものではない。先の脱税指導についても、報道されたのが確定申告時期の直前ということもあり、このような税務署のスタンスを納税者に警告するもの、という見方もされている。

次に、資産運用であるが、税務署は基本的に、金融機関から資産運用の実績に関して「法定調査」と言われる資料を提出させて、誰がいくら

図1 国外財産調査制度の概要



もうけたか、その動向を把握している。数年前に脱税報道があったFX(外国為替証拠金取引)や金地金などについても、現在は「法定調査」制度が整備されており、その利益を申告しなければ即税務調査を受ける、という状況だ。

とりわけ、近年税務署が力を入れ

ているのは海外投資だ。国内外にわたる送金については、100万円超であればその事跡が税務署に連絡されることになっており、2013年度の確定申告からは、5000万円を超える国外財産を保有していれば、その財産の明細を「国外財産調査」として申告する義務が課されることになっている(図1)。

相続税の税務調査

一方、相続は誰にでもあることなので、サラリーマンも相続税の対象者となり得る。被相続人に相続税の課税最低限(基礎控除)を超える財

図2 相続税の課税最低引き下げ

5000万円+1000万円×法定相続人の数

2015年1月1日以後は…

3000万円+600万円×法定相続人の数

4割減!

これ以上の財産あれば申告義務!

産があれば、相続税の申告義務が課され、この場合は相続税の税務調査が実施される可能性がある。15年以後の相続から、基礎控除が引き下げられ(図2)、かなり多くの人に相続税の申告義務が発生すると見込まれている。結果として、相続税の税務調査も相当に多くの人が対象になると予測される。

税務署で勤務してきた経験から、相続税については、申告義務があればほぼ確実に税務調査が実施される、という印象がある。というのも、毎年行われる所得税の確定申告に比べて、相続税の申告は、①相続の発生と、②基礎控除以上の相続財産、という場合のみ発生するため、税務調査対象者はそれほど多くはないからだ。結果、税務調査を受ける機会も増えるだろう。

相続税の税務調査においては、申告漏れ財産の有無がポイントだ。金融資産については「法定調査」を活用したり、不動産については登記情報報を活用したりして、税務署は被相続人の財産状況をあらかじめ大まかに把握している。その他、親族などの名義を借用した預金口座(名義預金)の有無を、金融機関に照会するなどしている。本来申告すべき財産を本当に申告しているのかどうか、厳しくチェックされている。生前から子供に自分の財産状況を

サラリーマン調査の特色

サラリーマンは納税者が膨大なので、重箱の隅をつつくような税務調査ではなく、相当程度の税金の追徴が見込まれる納税者を重点的にピックアップしたうえで、悪質な納税者に「気呵成に課税する」といった税務調査が行われる傾向がある。現状、税務署は「法定調査」などの情報を活用し、容易に申告漏れを判断できる状況にある。

うっかりミスで申告漏れが生じることもゼロではないが、サラリーマンの税務調査については、意図的に申告していないものが指摘される場合がほとんどだ。例えば、海外に金融資産があることを税務署につかまれないよう、取立て100万円以下で国外送金を繰り返すという、悪質な事例も報告されている。

いうまでもなく、このような悪質な申告漏れには税務署は厳正に対応し、重加算税という厳しいペナルティが課される。単なるうっかりミス

種類	内容	税率
重加算税	不正申告のペナルティ	追徴税額の35~40%
無申告加算税	無申告のペナルティ	追徴税額の15~20%
過少申告加算税	計算ミスのペナルティ	追徴税額の10~15%
延滞税	遅延利息	原則未納税額の4.3% 2月超遅延は14.6%(注)

(注) 国外規定あり。なお、2014年以後対応分の延滞税は、13年度改正により割合が軽減される。
(出所) 筆者作成

税務調査の協力範囲

ところで、税務調査が行われることが、即悪質な犯罪を意味するわけではない。サラリーマンに限らず、税務調査が実施されるといって「一夜も眠れない」と精神的に追い詰められてしまう人が多くいますが、実は税務調査は法律において「犯罪捜査ではない」と明確に規定されている。

税務調査の位置づけは、犯罪捜査

に代表される「強制調査」ではなく、「任意調査」と言われるもの。任意調査とは、調査対象者の自発的な協力に基づいて、内容を確認するために行われる調査のこと。強制調査であれば、有無を言わず心身を拘束する、といった話も出てくるが、任意調査は協力を前提としたものなので、税務調査においては納税者の都合を優先させる、とされている。このため、強制調査とされる、脱税を捜査官に告発することを目的とするマルサ（国税局査察部）の調査と異なり、税務署が行う一般的な税務調査は、税務署よりも納税者が優位に立てるのだ。

税務調査は納税者の都合に配慮しなければならぬので、その日程調整は都合のつく日時を打診できるし、ドタキャンについても、そうせざるを得ない合理的な理由があれば認められる。なお、そのことで税務署から睨まれることはない。

ただし、税務調査の実施を拒否することは違法なので注意する必要がある。「拒否にあたらぬ範囲で協力しなければならぬもの」というのが税務調査の基本なのだ。ここで問題になるのは、税務署に協力すべき範囲。税務調査は税額計算をチェックするために行われるので、税額計算に関するものについて、税務署からの質問に回答し、必

要な資料を提示する必要がある。反対に、税額計算に関係するとは言い難い、個人的な趣味嗜好などの質問に回答したり、税額計算に関係ない資料（いわゆる、「私物」）を見せた

りする必要はないと考えられる。しかし、実際問題として、税務署はこの点についてかなりいい加減だ。何を聞いても、どんな資料を見ても問題がない、と誤解している職員が多い。この背景には、公務員には厳格な守秘義務があるために情報漏洩は絶対にならないのだから、やましいことがない限り、回答も私物の提示も、全く支障がないはず、という公務員の常識がある。

このため、私物の提示を強制されるような場合には、「税額を確認すべき税務調査に関係があるのでしようか？」と尋ねたうえで、なぜ提示すべき義務があるのか、法律の根拠を見せてもらいながら、納得いくまで説明を求めるといい。

サラリーマンの税務調査は、「申告内容のお尋ね」と言われる文書が税務署から送付されてから実施されるのが通例だ。例えば、「F Xの所得が〇円あるはずですが、ご申告がありません」といったお尋ねが届く。

税務調査の進め方

サラリーマンの税務調査は、「申告内容のお尋ね」と言われる文書が税務署から送付されてから実施されるのが通例だ。例えば、「F Xの所得が〇円あるはずですが、ご申告がありません」といったお尋ねが届く。

このようなお尋ねを見ると、「大変なことをしてしまった！」とパニックに陥る人がほとんどだが、まずは落ち着いて税務署からお尋ね内容と、自身の確定申告内容を確認することが大切だ。間違いがあれば早急に訂正すればいいだけなので、心配する必要はない。加えて、この「申告内容のお尋ね」は原則として税務調査ではなく、納税者からの自発的な回答を求めるとのもので、基本的には回答義務があるものではない。

もちろん、無視し続けるなすれば、税務署の職員が直接税務調査に来るので、無理のない範囲で、できるだけ早く回答することが必要だ。

回答後、税務署から来署などの依頼があり、回答内容を深く検討するために税務調査が実施される。この際、誤りがあれば、申告内容を修正するよう指導され、加算税などを含めた追徴税額を納付することになる。

サラリーマンであれば、税務調査に過剰な恐怖感を持ちやすいため、税務署の言いなりになってしまうケースが散見される。明白な誤りは当然に反省すべきだが、納得できない指導事項に対しては納得できるま

調査対応と税理士依頼

サラリーマンであれば、税務調査に過剰な恐怖感を持ちやすいため、税務署の言いなりになってしまうケースが散見される。明白な誤りは当然に反省すべきだが、納得できない指導事項に対しては納得できるま

で、どこまでも反論しても問題ない。税務調査の対応上、ベストな方法は税理士という専門家に処理を丸投げすることだ。こうしてしまえば、恐怖感のある税務署の職員と顔を合わせることもないし、納得できない指導事項に対しては、税理士を通じてどこまでも交渉させることができる。いわば、精神的苦痛なしに、より望ましい成果を得られる可能性が高くなるのだ。

ただし、税務調査の経験や知識がほとんどない税理士も散見されるので、丸投げする税理士は慎重に選ばなければならない。

選び方としては、国税OB税理士が多く所属している、といった外面だけでなく、交渉実績など目に見える実績があるかをインターネットなどでまず確認すべきだ。自身が作わない税理士も多いので、無料相談を活用してできるだけ多くの税理士と面談すべきだろう。

一点注意すると、高額な修正申告書の作成料を要求する税理士は頼りにならない可能性が大きいと考えられる。修正申告書は税務調査終了後に提出を求められる資料だが、申し出れば税務署でも作ってもらうことができる。それで高額な報酬をとるのは、税務調査を早くかつ安易に終わらせようとする税理士の危険性が高い。

読めば業界丸わかり

税理士の

基礎知識

週刊T&A master編集部

Q&A

Q 税理士の仕事とは何か。人員構成はどうなっているの？

税理士の仕事としてすぐに思い浮かぶのは税務相談や確定申告などの税務書類の作成だ。しかし、それがすべてではない。納税者が税務署の調査を受けた場合には、それに立ち会って意見を述べたり、税務署の更正処分不服がある場合には、納税者に代わって不服申し立てを行うなどといった仕事もある。これらの仕事は「独占業務」と呼ばれるもので

税理士の資格がなければできない。仮に「無料」で行っても無資格者であれば税理士法違反となってしまふ。一方、確定申告の基となる会計帳簿の作成なども税理士の仕事の範疇に入るが、税理士資格がなくてもできる業務である。コンサルティング業務なども独占業務には当たらない。多くの税理士の顧客である中小零細企業では、顧問弁護士や経営コンサルタントを雇う経済的余裕はない。顧客からは税務の問題だけでなく、法律から経営に至るまでアドバイスを求められることが多い。

税理士の資格がなければできない。仮に「無料」で行っても無資格者であれば税理士法違反となってしまふ。一方、確定申告の基となる会計帳簿の作成なども税理士の仕事の範疇に入るが、税理士資格がなくてもできる業務である。コンサルティング業務なども独占業務には当たらない。多くの税理士の顧客である中小零細企業では、顧問弁護士や経営コンサルタントを雇う経済的余裕はない。顧客からは税務の問題だけでなく、法律から経営に至るまでアドバイスを求められることが多い。

なお、公認会計士は企業が作成した財務諸表などが適正に記載されているかどうかをチェックする監査を行うのが仕事。監査は公認会計士の独占業務となっている。公認会計士の資格で税務相談や税務書類の作成はできないが、税理士と同様、コンサルティング業務などは行うことができる。

日本税理士会連合会（日税連）の公表データによると、2012年3月末の登録者数は7万2635人。うち13%強の9710人（前年度比27.2人増）が女性となっている。都道府県別では東京都が圧倒的に多く、2万759人と全体の28%を占める。次いで大阪府の7954人、愛知県の4914人となる。逆に税理士が少ないのは鳥取県の164人。例年大きな変動はない。年齢構成をみると、かなり高齢化が進んでいる。日税連が10年に行った税理士実態調査・予備調査アンケートによれば、最も多いのが60歳代で全体の27%を占める。70歳代は14.3%、80歳代以上も10.3%にのぼっており、これらの層で全体の半分以上を占める。30歳代は15.2%、20歳代にいたっては0.7%にすぎない。

国税局や税務署に勤務する税務職員については一定の要件を満たせば定年退職後に税理士登録することができる。

可能。このため、毎年一定数の60歳代の新規登録者が出ることも高齢化が進む大きな理由の一つとなっている。

Q 税理士にはどうしたらなるのか。

税理士試験は、簿記論及び財務諸表論の会計学2科目と税法3科目に合格する必要がある。税法科目は所得税法、法人税法、相続税法、消費税法、酒税法、国税徴収法、住民税、事業税、固定資産税のなかから3科目選択することになる。ただし、所得税法が法人税法のいずれか1科目は必ず合格しなければならない。科目合格制が採用されており、一度に5科目を受験して合格する必要はない。1科目での受験も可能なため、社会人でも挑戦しやすく、会計事務所や企業の経理部門で実務経験を積みながら合格を目指すのが一般的だ。ただ、最終的に合格するまでにはかなりの時間を要するのが実態。1科目合格するまでの期間が平均的な受験者で2〜3年といわれている。税理士試験が難関の国家試験の一つに数えられるゆえんだ。

この税理士試験だが、合格しなくても税理士になれる道がある。一つは税務署などに23年以上勤務する方法で、この場合、一定の要件を満た